

持続化給付金の不正受給に関する調査について

長島・大野・常松法律事務所は、経済産業省・中小企業庁から持続化給付金の不正受給等に関する調査を受託していましたが、その受託期間は2023年3月31日をもって終了いたしました。以後の持続化給付金の不正受給等に関する同所へご連絡は、中小企業庁長官官房総務課（03-3501-1768）まで直接ご連絡ください。